

「財政軍事国家」論から「契約者国家」論へ

古 月 翔 矢*

概 要

本稿では、日本語での「財政軍事国家」研究と深い親和性を持ちつつも、日本の学术界に十分に取入れられていない「契約者国家（contractor state）」の議論を紹介する。従来、近世西洋における戦争と軍事技術の革新が中央集権的な国家の形成を促したと考えられ、強力な王権がその代表例とされた。これに対してブリュアの財政軍事国家論は、イギリスの議会制に支えられた強靱な財政システムによる国債と租税こそが、効率的な戦費の調達を可能としたと再解釈した。契約者国家論はこれをさらに発展させ、国家が民間業者と契約を結び、軍需物資を調達した過程に注目している。しかし契約者国家論には未だ残された課題も多い。本稿では、財政軍事国家論から契約者国家論へと発展する変遷を概観し、契約者国家論の特徴や問題点を整理する。さらに日本における財政軍事国家論との対置を通じて、契約者国家論の普遍的な意義を考察し、今後の研究の方向性についても示唆を与える。

キーワード：財政軍事国家，契約者国家，国家形成，主権国家，軍事革命

はじめに

近世と呼ばれる時代、特に 16 世紀から 18 世紀ヨーロッパでの主権国家の台頭は近代国家形成の序曲と見なされ、長きにわたり経済史・政治史・軍事史などの幅広い領域で注目を集めてきた¹⁾。中でも軍や警察組織による暴力行使の手段の独占を近代国家の特徴の一つと捉えたマックス＝ヴェーバーの視点は、国家の役割を自国民と領土の防衛に求める解釈へとつながったとされる²⁾。この解釈は 20 世紀後半の国家形成を巡る領域でも盛んな議論を呼び、近世ヨーロッパで頻発した戦争が近代的国家機構の形成要因となったとする歴史観が主流となった。火薬兵器と戦列歩兵の台頭などの軍事技術・戦術上の革新は、戦費を大幅に増大させただけでなく、より統制のとれた軍事組織を必要としたため、中央集権的な国家の形成を促したとするマイケル＝ロバーツの「軍事革命」論はその最たる例であろう³⁾。このような議論は数々の修正を加えられてきたが、近世の戦争が中央集

* 京都大学大学院経済学研究科，グラスゴー大学
shoya.fugetsu.nb@gmail.com

1) Rogers, Clifford J. (ed.), *The Military Revolution Debate: Readings on the military transformation of early modern Europe*, Boulder, Westview Press, 1995. ジョーンズ，E・L，安元稔，脇村孝平訳『ヨーロッパの奇跡：環境・経済・地政の比較史』名古屋大学出版会，2000。ブラディック，M・J，酒井重喜訳『イギリスにおける租税国家の成立』ミネルヴァ書房，2000。

2) Brooke, John L., Julia C. Strauss, Greg Anderson (eds), *State Formations: Global histories and cultures of statehood*, Cambridge, Cambridge University Press, 2018, pp. 1-5. ヴェーバー，マックス，脇圭平訳『職業としての政治』岩波文庫，2020 年。

3) Roberts, Michael, "The Military Revolution, 1560-1660," in Clifford J. Rogers (ed.), *The Military Revolution*

権化を促し近代国家の形成につながったとする歴史観は20世紀後半を通して広く共有された⁴⁾。

しかしより近年の研究では、少なくとも近世西ヨーロッパにおいては、国家は暴力行使の手段を完全には独占しておらず、戦略目標の達成のためには民間の協力が不可欠であったと見直されている。本稿が中心に取り上げるのは、この軍部と民間業者の協業に注目する“contractor state”（以下「契約者国家」）の議論である⁵⁾。英仏第二次百年戦争と称されるように、イギリスとフランスを筆頭とする西ヨーロッパ諸国は「長い18世紀」（17世紀末葉から19世紀初頭）を経て、植民地や貿易の利権を巡り争った。この競争を制し、19世紀までには海上支配を確立したとされるのがイギリスであった。契約者国家論は、卓越した財政システムが国家の効率的な戦費調達を可能としイギリスの成功をもたらしたとする、ジョン＝ブリュアの「財政軍事国家」論の系譜を自称する⁶⁾。契約者国家論では、イギリス・フランス・スペインの例が中心に扱われ、原料・補給物資・兵器などの戦略資源調達のために多くの契約者を募ったイギリスの優位性が強調される。契約者国家論を主軸とする実証研究は、中央集権的な国家による暴力行使の独占という歴史像を見直し、近世国家のあり方をより鮮明に浮き彫りにしていると言えるだろう。

本稿は、日本の研究では未だ十分に取り入れられていない契約者国家に関する研究動向を探り、日本で個別の発展を遂げている財政軍事国家研究との親和性を示することを主目的としている。まず第1節では財政軍事国家論から契約者国家論に至るまでの動向を整理し、この議論がどのような史学史の文脈に位置づけられるかを示す。次に第2節では契約者国家論にみられる様々な主張を提示し、残された課題とそれらを解決しうる方法を議論する。そして第3節では契約者国家を巡る論点を日本での財政軍事国家論研究と照らし合わせ、双方にもたらしえる貢献を考察する。本稿を通して、英語圏・スペイン語圏の契約者国家研究と日本の財政軍事国家研究の親和性を示し、これらを架橋することで、近世国家のあり方と「国家と社会」の関係に対する理解に更なる発展をもたらしえることを示唆したい。

I 財政軍事国家論から契約者国家論への発展

契約者国家論の特徴を知るためには、その前提である財政軍事国家論が史学史上でどのような位置を占めていたのかを確認する必要があるだろう。イギリスを強力な「財政軍事国家」として描写するブリュアの視点は⁷⁾、絶対王政などの近世西ヨーロッパの中央集権的な国家像を一新するため

Debate: Readings on the military transformation of early modern Europe, New York, Routledge, 1995, pp. 13-36.

4) 近世ヨーロッパの国家形成を巡る議論は幅広く、本稿の主眼である契約者国家論の領域を越えた分野でも広く行われている。これら隣接領域での議論についてはすでに、論点集による詳細な紹介がなされている。金澤周作監修『論点・西洋史学』ミネルヴァ書房、2020年、108-109, 148-149, 158-167ページ。

5) Knight, Roger and Martin Wilcox, *Sustaining the Fleet, 1793-1815: War, the British Navy and the Contractor State*, Woodbridge, Boydell Press, 2010.

6) Ibid., p. 4.

7) 「イギリス」の定義についても簡単な言及が必要であろう。1707年のイングランドとスコットランドの統合までは、“Britain”に相当する「イギリス」を使用するよりも、「イングランド」と呼称の方が適切であるかもしれない。実際に、ブリュアは対象の時代を1688年から1783年としながらも、“English State”の呼称を用いている。これに対して、ナイトとウィルコックスは1793年から1815年を対象としていることから、“British State”を用いている。本稿は契約者国家論の紹介を主な目的としているため、ナイトとウィルコックスに倣い

に提示された。エリック＝ホブスボームの「17世紀の危機」⁸⁾やロバーツの「軍事革命」に代表されるように、1950年代の国家形成論では、近世西ヨーロッパ国家を強力な軍隊を有する中央集権的な国家と捉え、これらがどのような過程を経て形成されたかが主な問いとされた。前者では17世紀の政治的・宗教的混乱が、後者では火薬兵器や稜堡式要塞の台頭などの技術・戦術の革新が戦費の大幅な増加をもたらし、中央集権的な国家の形成を必要づけたとした。これらの研究動向を受けチャールズ＝ティリーは、当時の国家の役割を戦争行使 (war making)、国内の脅威の排除 (state making)、外敵からの防衛 (protection)、そしてこれらの目的を達成するための手段の調達 (extraction) の4つに大別している⁹⁾。

この文脈でイギリスの議会制は、近世国家の「成功」に不可欠と考えられた、フランスに代表される中央集権的な絶対王政と相反するものと捉えられた。しかしニコラス＝ロジャーが指摘するように、最終的に長い18世紀の競争を勝ち抜いたのはイギリスであった。このことからロジャーは、軍事革命の解釈は「起こらなかった出来事を説明するための架空の説明」である“anti-history”に危険なまでに近いと評している¹⁰⁾。また1990年代前後までには、従来「絶対王政」と認められていた国家像そのものの見直しも並行した。H. G. クーニグシュバーガーは、近世の政体を一つの主権国家ではなく、君主などの統治者によりまとめられた複数の政体の集まりとし、これを「複合国家 (composite states)」と呼んでいる¹¹⁾。強力な王権の一存による資金・資源の調達を前提とした絶対王政の歴史観は改められ、近世国家は中央政府と地方エリートとの複雑な相互作用と妥協を通じて権力を行使したと再解釈されるようになったのである。

このような動向の下、ブリュアは中央集権的な絶対王政を成功例とする歴史観に一石を投じ、1688年から1783年のイギリス国家は確かに強大な陸軍を持たない弱い王権ではあったが、むしろ議会を介した戦時国債と重い間接税により膨大な資金の徴収を可能とした強力な財政軍事国家であったと解釈し直した¹²⁾。1688年の名誉革命後の戦費が立て続く国債の発行に支えられていたことは、P. G. M. ディクソン提唱の「金融革命」などで、財政軍事国家論より以前から指摘されていた¹³⁾。しかしブリュアは膨張し続ける国債の利払いを租税により賄っていたことに着目し、議会による課税の承認はその行為に正当性を持たせたとするなど代表制の優位性を強調し、近世国家の体制の再解釈を図った点にその新規性があるだろう。すなわち、軍事技術の革新や軍事組織の規模の拡大が直ちに中央集権的な国家の台頭につながったとする従来の見解に対して、ブリュアは財政の

「イギリス」の名称を使用したい。またイギリスを単一の政体としない近年の解釈に関しては脚注36を参照。ブリュア、ジョン、大久保桂子訳、『財政＝軍事国家の衝撃―戦争・カネ・イギリス国家1688-1783』名古屋大学出版会、2003年。

8) Hobsbawm, E. J., “The Crisis of the 17th Century—II,” *Past & Present*, 6, November 1954, pp. 44-65.

9) Tilly, Charles, “War Making and State Making as Organized Crime,” University of Michigan, Working Paper No. 256, February 1982, p. 15.

10) Rodger, N. A. M., “From the ‘military revolution’ to the ‘fiscal-naval state,’” *Journal of Maritime Research*, 13, 2, 2011, p. 120. 原文は “the invention of imaginary explanations to account for things which never happened”。

11) Konigsberger, H. G., “Composite States, Representative Institutions and the American Revolution,” *Historical Research*, 62: 148, 1989, pp. 135-153.

12) ブリュア、前掲書。

13) Dickson, P. G. M., *The Financial Revolution in England: A study in the development of public credit, 1688-1756*, London, Macmillan, 1967.

観点から戦費調達のリジスティクスの重要性に着目したのである。

よって財政軍事国家論は、絶対主義による強力な中央集権的な王権を念頭に置いた旧来の歴史解釈を修正する起点となった。特にブリュアの研究はイギリス国家の分析に焦点を当てていたが、この財政軍事国家の仕組みが他のヨーロッパ諸国にも認められるか検証された。これによりブリュアの議論には一部の修正も迫られることとなった。例えば国債と租税を主軸とした戦費調達の仕組みは他の近世国家にもみられ、当時のイギリスのみを財政軍事国家と呼称する意義が問われた。これを受けて、海洋国家は艦船の建造・整備に加え、高度な技術と長期の高額投資を要求する海軍工廠などの資本集約的な固定資産が必要であり、より効率的な資源の動員が求められたとし、イギリスやオランダなどを「財政海軍国家 (fiscal-naval state)」と称する研究もみられる¹⁴⁾。このように歴史家の議論は徴税システムの側面だけでなく、徴収した資金を戦略資源調達や戦略目標の達成のためにどのように消費したかにまで拡大されることとなった。この潮流のもと登場したのが、近世国家の支出のあり方に着目した契約者国家論である。

II 契約者国家論の既存論点と課題

契約者国家論はイギリス・フランス・スペインの契約を中心に、グローバル化する18世紀の舞台で国家の戦略目標の達成に民間業者がどの程度の貢献を果たしたかを明らかにしようとしている¹⁵⁾。契約者国家論の用語の登場以前から、“Contractor State Group” (以下“CSG”) の原型となるグループは存在していた¹⁶⁾。スペインのナバラ大学を本拠とするこの研究グループは主に、長い18世紀の西ヨーロッパの国家はどのように地方の資源を政府の軍事・戦略目標の達成のために動員したかを分析している。契約者国家論は先述の通り財政軍事国家論の系譜に連なることを自認しており、財政軍事国家論が国家の戦費調達のメカニズムに重点を置く一方、契約者国家論は集約した資金を消費した過程に着目している¹⁷⁾。

契約者国家の用語は、ロジャー＝ナイトとマーティン＝ウィルコックスがナポレオン戦争におけるイギリスの成功を説明するために用いたことを起源とする¹⁸⁾。*Sustaining the Fleet, 1793–1815: War, the British Navy and the Contractor State* は、イギリス海軍の食糧局 (Victualling Board) が世界規模に広がった軍事作戦を遂行するために食糧供給を民間業者からの購入に依存していたことを示している。この民間部門との契約を介した国家の資源調達のあり方への着目は、国家と民間事

14) Rodger, op. cit., p. 122. Page, A., “The Seventy Years War, 1744–1815, and Britain’s Fiscal-Naval State,” *War & Society*, 34:3, 2015, pp. 162–186. Brandon, Pepijn, and Richard Blakemore, “The Dutch and English fiscal-naval states: a comparative overview,” G. Rommelse and D. Ormrod (eds), *War, Trade and the State: Anglo-Dutch Conflict, 1652–89*, Woodbridge, Boydell & Brewer, 2020, pp. 117–136.

15) Fynn-Paul, Jeff (ed.), *War, Entrepreneurs, and the State in Europe and the Mediterranean, 1300–1800*, Leiden, Brill, 2014.

16) 「契約者国家」の用語の誕生は2010年のことであったが、CSGの原型となるグループは2004年から活動している。Contractor State Group “Red Imperial—Contractor State Group,” (<https://www.unav.edu/web/contractor-state-group> 2024年4月18日閲覧)。

17) Conway, S and R. Torres (eds), *The Spending of the States. Military expenditure during the long Eighteenth Century: patterns, organisation and consequences, 1650–1815*, Saarbrücken, VDM Verlag, 2011.

18) Knight and Wilcox, op. cit. [2010].

業の関係を再考し、国家による地方資源の支配の強化という旧来の中央集権化の定説に疑問を投げかける視点として評価されている¹⁹⁾。

CSG の研究者は英語とスペイン語で多数の図書を刊行しているが、その議論の 1 つを体系的にまとめたのが *The Contractor State and Its Implications* である²⁰⁾。本書は 2011 年 11 月開催の CSG の協議への投稿を元にした論文集であり、CSG が重点を置くイギリス・フランス・スペインの例のみならず、ポルトガルやオランダなどの他の西ヨーロッパ諸国の事例に加え、江戸時代の日本や汎ユーラシアの視点での契約者国家論の適用を模索している。しかし全 16 稿中 6 稿がイギリス、4 稿がスペイン、2 稿がフランスを主題としていることから、同書ひいては CSG の主眼はやはりこの 3 か国間の比較にあると言えるだろう。

The Contractor State and Its Implications には結論にあたる章はないが、同書が扱う様々な事例は総じて、イギリスが効率的な資源調達を実現できた背景には多数の契約請負人間での競争があったとするナイトとウィルコックスの主張を裏付けていると言える²¹⁾。フランスやスペインでは少数の有力な請負人が国家との契約を独占しており、国家は軍事作戦に不可欠な物資を調達する際に柔軟な対応ができなかったとされる。一方イギリスは比較的広く契約を募ることで、より迅速で安価な取引を実現することができたとする。ラファエル＝サンチェスが主張するように、政府は国家事業の必需品を入手するため常に“Make-or-buy”の選択に迫られる²²⁾。国営組織内での生産は製品の質と生産量を調整できるという利点があるが、施設の維持費や人件費などの費用が生じる。一方外部から購入した場合はより広域の市場から製品・供給者を選択できるが、質の管理には政府の直接の支配は及ばず、緊急の需要増加の際には悪質な製品や信頼関係の浅い供給者からの購入を強いられることが想定される。契約者国家の議論を総合すると、政府組織内での生産と外部委託を事態の特質に応じて使い分けた政府の意思決定、そして請負人の選択肢の多さこそが長い 18 世紀のイギリスの成功に多大な貢献をもたらしたとする歴史像が浮かび上がる。

CSG の多数の研究は近世西ヨーロッパ諸国の軍事支出のあり方を実証的に明らかにしている一方で、契約者国家論には多くの課題が残されていることは、CSG の研究者自身が指摘する通りであろう。ここでは以下の 2 点に注目して紹介したい。第 1 に、最も根本的な契約者国家の定義そのものに関する疑問がある。契約者国家の名付け親であるナイトとウィルコックスが指摘するように、国家が戦略目的のため民間にその事業の一部を委託することは時代・地域を通して広くみられる現象である²³⁾。もし外部委託の体制が普遍的であるなら、長い 18 世紀のイギリスを特別に「契約者国家」と呼称する意義が問われている。これは近世という時代の特異性や研究対象に固有の特徴を浮き彫りにすることを主目的とする、近世史学ならではの課題と言えるだろう。

19) Parrott, David, “Review of *The Contractor State and its Implications, 1659–1815* by Richard Harding and Sergio Solbes Ferri,” *Journal of Economic History*, 75: 1, pp. 279–281.

20) Harding, Richard, and Sergio Solbes Ferri (eds), *The Contractor State and Its Implications, 1659–1815*, Spain, Universidad de Las Palmas de Gran Canaria, 2012.

21) Knight and Wilcox, op. cit. [2010], p. 5.

22) Sánchez, Rafael Torres, “Contractor State and Mercantilism. The Spanish-Navy Hemp, Rigging and Sailcloth Supply Policy in the Second half of the Eighteenth Century,” Harding and Ferri, op. cit., pp. 308–335.

23) Knight, Roger and Wilcox, Martin, “War, Government and the Market: The Direction of the Debate on the British Contractor State, c. 1740–1815,” Harding and Ferri, op. cit., pp. 169–192.

第2に、契約者国家の議論ではイギリスが大陸の競合国に比して効率的に民間請負人に国家事業の一部を委託していたことは明示されるが、なぜイギリスではこのような委託体制が可能であったかは明瞭ではない。CSGの議論ではイギリスが契約者国家の成功例として考えられるのが基本であり²⁴⁾、同国を対象とした研究では契約者国家の形成過程も注目されている。ナイトとウィルコックスによるイギリス契約者国家論の研究状況を整理した論稿は、同国家による外部委託の機能の変遷を俯瞰している。ここではイギリス海軍を例に、国家と民間業者の関係は18世紀を通して、少数の近縁の請負人による「内密的 (relational)」な結合からより多数の請負人を競争的に募る「業務的 (transactional)」な結合へと変化したと主張される²⁵⁾。しかし契約者国家としての国家の機能は従来から研究されてきた一方、請負人個人や産業全体の動向が国家の資源調達能力にどのような影響を与えたかは十分に明らかでない。よって契約者国家の形成と発展に関しては未だ仮説的段階にあり、理論・実証共に更なる検証が必要であることは、ナイトとウィルコックスも指摘している点である²⁶⁾。

このような論点を総合的に考察すると、契約者国家論が抱える問題は、国家の軍事組織と民間業者の契約関係を対象としつつも、後者に対する理解が乏しいことにあると言えるだろう。言い換えると、契約者国家論は財政軍事国家論に倣い「国家と社会」の関係に着目しつつも、軍事組織の戦略資源調達の効率性をもって、長い18世紀イギリスの軍事的成功を説明することに留まっていまいだろうか。

本稿では、契約者国家研究での「国家と社会」の定義のあいまいさが、これらの課題の原因であるとの考えを強調したい。ここで「国家と社会」の関係を改めて広義に確認しよう。ジョン＝ブルークとジュリア＝ストラウスは、歴史家の国家観はヴェーバー由来の「自律的な国家 (autonomous state)」とアントニオ＝グラムシ由来の「埋め込まれた国家 (embedded state)」の2つに大別できるとする²⁷⁾。契約者国家論を筆頭に、本稿第1節で扱った研究は主に国家をその領域を保護するための独立した主体と見なしており、これはヴェーバーの国家による暴力行使の手段の独占の視点を継承した「自律的な国家」観に該当すると言える。他方で「埋め込まれた国家」観では、国家は様々な利益集団が自身の利害を追求し調整し合う場と見なされる。ここでは「国家と社会」は二項対立ではなく、国家は政府と社会をつなぐ存在であり、文字通り広義の社会に「埋め込まれた」存在であると言えるだろう。

本稿は「自律的な国家」と「埋め込まれた国家」のどちらの解釈が正しいかを議論するものではない。しかし契約者国家論は、契約を介した軍部と民間業者の利害の一致を扱っているのにもかかわらず、分析の主眼は「自律的な国家」である政府組織に限定する傾向がある。つまり契約者国家の議論では、「国家 (state)」の用語は「政府 (government)」と、「社会」は領土内の資源や契約請

24) イギリスを契約者国家の成功例とする視点に疑問を投げかける研究も存在する。例えばヒュー＝ボーウェンは、イギリス商人が自国の交戦相手であるインド諸藩国にも武器の販売を行っていたことを示しており、民間のアクターは常に政府の利害に沿って活動していたわけではないことを強調している。Bowen, Huw V., "Trading with the enemy. British private trade and the supply of arms to India, c. 1750-1820," Harding and Ferri, op. cit., pp. 32-53.

25) Knight and Wilcox, op. cit. [2012], pp. 177-178.

26) Ibid., pp. 170, 185-187.

27) Brooke, Strauss, and Anderson, Greg (eds), op. cit., pp. 1-5.

負人と同義に扱われてはいないだろうか。実際にブリュアはイギリスの財政システムの優位性を示すだけでなく、効率的な徴税には農工業の発達や国内市場をつなぐ物流、そして信用制度に支えられた金融システムが不可欠であったと主張するなど、「国家と社会」の関係を広範に扱った²⁸⁾。

一方で、*The Contractor State and Its Implications* を筆頭とする契約者国家の議論は、委託側である軍部がどの程度民間部門に依存しており、その契約方針はいかなるものであったかに集中しているため、受託側に焦点を当てた研究が乏しい。例えば長い 18 世紀のイギリスが戦略目的のために多くの民間造船所を動員したこと（以下「艦船契約」）は、CSG の研究でも認められている。中でも 18 世紀中葉以降の艦船契約に関しては、ナイトやリチャード＝ハーディングによって統計が作成されている²⁹⁾。ナポレオン戦争終結まで、王立造船所での内製に対する艦船契約のトン数比は増大し、ハーディングは 1815 年のイギリス海軍はおおよそ民間部門により建造された海軍であったとしている³⁰⁾。しかしナイトやハーディングの研究は海軍の艦船契約への依存度を数量的に明らかにするもので、どういった主体が艦船契約を結び、海軍とどのような関係を築いていたかは十分に明らかではない。ナイトとハーディングも、これらの問いは今後の研究で実証的に明らかにされるべき点であると結語に記している。

これらの残された問いに答えるためには、当時の政府組織は契約の締結や履行のため民間業者にどのような働きかけを行っていたか、また軍部との契約が請負人の事業や産業全体にどのような影響を与えていたかなど、委託・受託者間の相互作用を検証する必要がある³¹⁾。実際に、国家を主体とした視点は過去 10 年ほどの研究で見直しが図られており、国家の戦略資源調達を請け負った契約者を“military entrepreneur”や“military enterpriser”などと呼称して、研究の主眼に取り入れる動きもみられる³²⁾。例えばヘレン＝ポールは 18 世紀前半のイギリス海軍と王立アフリカ会社の契約に着目し、両者の協力関係を主張する³³⁾。海軍は王立アフリカ会社に王立造船所の使用許可などの支援を行っただけでなく、同社の商人も会社の存続のため積極的に海軍に補給物資を提供したことが示されている。このように兵員への食糧供給や船舶必需品を中心として、どういった主体や利益集団が契約を結んだかが明らかにされつつある。

イギリスの制海権の確立に多大な貢献をもたらしたとされる艦船契約においても、両契約者間の書簡や既存の海軍行政史・造船史・海運史などを総合的に分析すると、艦船契約者の多くは海軍と深い関係にあった人物であることがわかる。本稿の主目的は契約者国家論に残された課題の整理と

28) ブリュア、前掲書、ページ 189。

29) Knight, Roger, “Devil Bolts and Deception? Wartime Naval Shipbuilding in Private Shipyards 1739-1815,” *Journal of Maritime Research*, 5: 1, pp. 34-51. Harding, Richard, “Contractors, Warships of the Royal Navy and Sea Power, 1739-1748,” Harding and Ferri (eds), op. cit., pp. 153-168.

30) Harding, op. cit., p. 166.

31) Rodger, op. cit., p. 123.

32) Parrott, David, *The Business of War: Military enterprise and military revolution in early modern Europe*, Cambridge, Cambridge University Press, 2012. Sánchez, Rafael Torres (ed.), *Military Entrepreneurs and the Spanish Contractor State in the Eighteenth Century*, Oxford, OUP Oxford, 2016. 部分的な言及にとどまってはいるが、“military enterprisers”の用語はブリュアも用いている。Brewer, John, *The Sinews of Power: War, Money and the English State 1688-1783*, Cambridge, MA, Harvard University Press, 1989, p. 64.

33) Paul, Helen Julia, “Suppliers to the Royal African Company and the Royal Navy in the Early Eighteenth Century,” Fynn-Paul (ed.), op. cit., p. 132.

今後の拡張性の示唆ではあるが、ここでは簡素な資料紹介をもって民間請負人に焦点を当てる必要性を示したい。艦船契約の重要性は海軍史の領域で長期に渡り認められて来たにも関わらず³⁴⁾、契約を請け負った民間造船業者に直接焦点があてられることは少なかった。これは当時の民間造船所が事業記録をほとんど残していないことが理由にあげられるだろう。この傾向は艦船契約が数量的・地理的に急速な拡大を見せた17世紀から18世紀への転換期に顕著である。しかし当時の艦船契約者の実態に迫る史料が全く現存していないわけではなく、彼ら／彼女らの艦船契約に関する側面は、海軍資料に保管されている書簡から明らかにすることができる。艦船契約者が海軍に宛てた書簡は海軍局（Navy Board、艦船の建造と管理の責任を負った部局）が受け取った書簡を保管する、国立公文書館のADM 106シリーズに含まれている³⁵⁾。

艦船契約者が海軍に宛てた書簡を概観するだけでも、造船業者の多くは艦船の建造以外の海軍との事業も広く受け持っていた人物であったことがわかる。具体的には、艦船の修復を引き受けていたことはさることながら³⁶⁾、所有するドックでの艦船の停泊や³⁷⁾、船舶必需品の王立造船所への売却の契約も請け負っていた³⁸⁾。また海軍と広範なビジネス関係にあっただけでなく、艦船契約者の中には海軍士官と血縁関係・交友関係にあった人物も少なくない。特に18世紀転換期最大の契約者であった、テムズ川流域のブラックウォール造船所を所有したジョンソン家は、17世紀の有力な王立造船技師であったペット家の親類であった³⁹⁾。17世紀末にイギリス海軍は急速に艦船契約を拡大することに成功したが、その背景には海軍と広いネットワークを築いた民間造船業者の存在があったと考えられる。また逆説的に、海軍との契約を請け負った民間業者はその後、艦船の建造・船舶必需品の提供・艦船の停泊など、幅広いビジネスの機会を期待できた可能性も高いだろう。

このように、契約請負人に焦点を当てると、単に市場の競争原理を用いた資源調達の仕事みただけではイギリスの優位性を十分に説明できないことは明白であろう。請負人間による競争のみならず、民間業者と政府軍部の交友関係が「信用」を生み、戦略資源調達に際する取引費用の削減につながっていた可能性も、今後の実証研究で十分に検証されるべき点である。本稿で紹介した近年の研究で示されるように、長い18世紀の契約者国家としての特色を適切に議論するためには、国家がどのように民間業者を利用したかのみならず、民間業者の国家事業への参画を具体的な契約の事例を通して明らかにすることが不可欠である。このような事例研究を積み重ね、改めて広義の「社会の中の国家」を捉えることで、契約者国家たるイギリス独自の委託体制に至った経緯が明らかになるだろう。これにより長い18世紀のイギリスを契約者国家と呼称しうる、当時に固有の請負人

34) Pool, Bernard, *Navy Board Contracts, 1660–1832: Contract Administration under the Navy Board*, London, William Clowes and Sons, 1966.

35) これらの書簡の主な内容は、国立公文書館のオンラインカタログで確認することができる。“Browse The National Archives’ catalogue,” (<https://discovery.nationalarchives.gov.uk/browse/r/h/C1815> 2025年1月16日閲覧)。

36) ADM 106/480/50, [Joseph Lawrence to the Navy Board, 11 March 1695]

37) ADM 106/451/7, [Henry Johnson Jnr to the Navy Board, 12 January 1694]

38) ADM 106/285/160, [Phineas Pett to the Navy Board, 2 September 1673]

39) Burke, Farnham, and Barron, Oswald, “The Builders of the Navy: A Genealogy of the Family of Pett,” in Oswald Barron F. S.A. (ed.), *The Ancestor: A quarterly review of county and family history, heraldry and antiquities*, London, Archibald Constable & Co., 1904, p. 164.

の特徴や政府組織との関係を浮き彫りにできると考える。

Ⅲ 日本の研究動向と契約者国家論との親和性

第 1 節・第 2 節では英語・スペイン語圏の契約者国家論の発展を確認したが、日本語の研究でも財政軍事国家論は独自の変遷を遂げており、両者を架橋することで契約者国家論が抱える課題の解決策が示され则认为。本節では財政軍事国家論は日本語の研究にどのように輸入され、どのような発展を遂げてきたかを確認したい。原著が 1989 年に出版されたブリュアの著書は 2003 年に日本語訳が刊行されたが、財政軍事国家論の紹介は書評などでそれ以前から盛んに行われていた⁴⁰⁾。原著の出版から早くも 2 年後には、青木康が書評を執筆しており、原著の主張・問題意識・構成などを紹介するのみならず、ブリュアの他の著作と突き合わせることで新たな問題提起を行っている。特に「財政—軍事国家の定着とともに、それに擦り寄っていった地主、商工業者を含む諸勢力の間で互いの利害を調整する過程が進行」した可能性を指摘しており、1991 年の早期に近年の契約者国家論を巡る議論に通ずる問題提起を行っている⁴¹⁾。また 1997 年には玉木俊明による財政軍事国家論をより広域の国家形成史の中に位置づけた研究動向レビューが書かれている。ここでは「プロテスタント＝インターナショナル」の観点から「国境のない商人の世界を通し、国境を越えて流通する資金」が国家の戦費調達に不可欠であった点を指摘しており、財政軍事国家の活動を支えた民間部門のアクターへ着目している⁴²⁾。このように、契約者国家論が登場する以前から、日本の研究でも類似の問題提起が行われていた。

この基盤のもと、英語圏の財政軍事国家研究が財政海軍国家や契約者国家の議論へ発展したように、日本語の研究も独自の変遷を遂げている。日本の研究は大まかに、第 1 に近代国家の前身として財政軍事国家を位置づけた研究と⁴³⁾、第 2 に複合国家の視点を取り入れ、国境をまたいだ多国籍のアクターへ焦点を当てた研究の 2 つに分類することができる⁴⁴⁾。特に後者の研究群は契約者国家論の視点に類似している则认为。以下ではこれらの研究が契約者国家の議論とどのような親和性を持ち、先述した契約者国家論の抱える課題にどのような解決策を提示しうるかを確認する。

まず財政軍事国家のアクターに焦点を当てた研究は、契約者国家論の発展に不可欠な請負人に関

40) ブリュア、前掲書。

41) 青木康、「国家史の射程—ジョン・ブルーワー『権力の臆 戦争、金、そしてイギリス国家一六八八—一七八三年』を読む」『創文』、328、1991 年、12 ページ。

42) 玉木俊明「ヨーロッパ近代国家形成をめぐる一試論—「軍事革命」・「軍事財政国家」・「プロテスタント＝インターナショナル」」『歴史の理論と教育』95、1997 年、8 ページ。

43) 板倉孝信『ポスト財政＝軍事国家としての近代英国』晃洋書房、2020 年。坂本優一郎「財政軍事国家とスコットランド—19 世紀前半の周辺地域政策と国家の変容」『人文学報』87、2002 年、145-192 ページ。

44) 複合国家に関しても、日本語での研究が独自に発展している。なかでもイギリス（ブリテン、Britain）を単一の政体と見るのではなく、イングランド・スコットランド・アイルランドの三王国（ウェールズも含めれば 4 つの政体）からなる複合国家であるとする視点は、下記の例が示すように、近年のイギリス史の主流の一つと言えるだろう。本稿にこの研究潮流の重要性を無視する意図はない。しかし紙面に限りもあるため、ここでは契約者国家論の紹介と日本での財政軍事国家研究との親和性に関する考察に限定したい。岩井淳、竹澤祐丈編著『ヨーロッパ複合国家論の可能性：歴史学と思想史の対話』ミネルヴァ書房、2021 年。後藤はる美「ブリテン諸島における革命」木畑洋一、安村直己編『主権国家と革命 15～18 世紀』（岩波講座世界史 15）岩波書店、2023 年、191-212 ページ。古谷大輔・近藤和彦編『礫岩のようなヨーロッパ』山川出版社、2016 年。

する理解を補填しうる。契約者国家の成功例とされる長い18世紀イギリスの場合では、日尾野裕一の研究がある⁴⁵⁾。これはマスト用木材を海軍に提供した請負人に焦点を当てた研究であり、契約者国家の既存研究を直接提示する数少ない日本語の研究でもある。当時イギリス海軍はバルト海周辺地域と北米植民地からマスト材を仕入れていた。日尾野はニューイングランド産のマストはバルト海貿易のものより大型で、両者の使用用途の違いによりどちらも海軍に必須であったことを指摘し、これら請負人が海軍の造船計画に大きく寄与していたことを示した。またこれらマスト材の供給事業は同家からの庶民院議員の輩出など、請負人の社会的進出をも促した点を強調しており、契約者国家が民間業者に与えた影響まで視野に入れている⁴⁶⁾。このような研究は、旧来の政府組織中心の視点を払拭し、財政軍事国家・契約者国家の中で活動した人々に与えた影響を主軸に、「国家と社会」の関係にまで議論を広げることが可能としている。

また日本語ではイギリス・フランス・スペイン以外の多くの近世国家を対象とした事例研究がみられる。イギリスと他のヨーロッパ諸国の例を比較することで、大陸の競合国と比べ特別に「契約者国家」と呼称されるべき委託体制がイギリスで可能であった理由を特定する糸口を提供できるだろう。古谷大輔の研究はこの代表例である⁴⁷⁾。古谷は「近代歴史学の国家形成論においては、近世国家は初期的な近代国家と見なされ、一定領域における権力の集中過程」に主眼が置かれてきたことを問題視し、17世紀のスウェーデン財政軍事国家の再解釈を図っている。当時大国として台頭したスウェーデンは長期的な戦争を遂行するために「人材・資金・物資の動員」を担うアクターを必要としており、これら人物の多くはバルト海貿易商やネーデルラント商人などヨーロッパ広域の出自であったことを示している。またこれらの人材はスウェーデン国内で領地を与えられるなどスウェーデン社会に取り込まれたが、オランダ東インド会社が軍事に精通した人材をスウェーデンに求めたように、彼らは再度「ヨーロッパへ還元」されることとなった。スウェーデンが強国の座から転落した背景には、このヨーロッパへの還元が鈍化したことで、同国の財政軍事国家としての役割に対する信頼の低下があったことが示唆されている⁴⁸⁾。古谷が描写する財政軍事国家像はCSGの研究者が言う契約者国家と酷似している。このような研究は、契約者国家の仕組みはイギリス以外にも認められるかを検証し、他国の例と相対化することでイギリスに特異な外部委託の体制が出来上がった要因を探る助けになると考えられる。さらにこのような視点は、長い18世紀のイギリスの軍事的成功を説明するなどの一国史観の枠組みを越え、西ヨーロッパ諸国の「覇権争い」のもとではどのような利益集団が活躍していたかをも明らかにしうるだろう。

最後に、財政軍事国家に直接言及しないものでも、契約者国家論と大きな親和性を示す研究があることを紹介したい。例えば雪村加世子は、九年戦争（1688年～1697年）中のアイリッシュ海北部を対象に、敵国フランスの通商破壊戦略に対抗するために、海軍と商人が交易保護のために協力したことを明らかにしている⁴⁹⁾。この戦争中にフランスは大規模艦隊に注力した戦略から、私掠船

45) 日尾野裕一「18世紀イギリス海軍とニューイングランド産大型マスト」『多元分化』7, 2018年, 89-105ページ。

46) 同上書, 100-101ページ。

47) 古谷大輔「財政軍事国家スウェーデンの複合政体と多国籍性—コイエット家の事績を中心に」秋田茂、桃木至朗編『グローバルヒストリーと戦争』（阪大リーブル56）大阪大学出版会, 2016年, 217-246ページ。

48) 同上書, 225, 236-237, 242-243ページ。

49) 雪村加世子「近世ブリテン諸島における海戦と海上貿易網の防衛——七世紀末アイリッシュ海北部の事例か

を用いた通商破壊の戦略へ移行し、このことはアイリッシュ海での私掠行為の激化にもつながった。旧来の研究では政治や行政の側面から扱われることの多かったアイルランドでのイングランド海軍の運用に対して雪村は、アイリッシュ海でのプロテスタント商人の商業網が情報伝達を担うことで、巡視船や護衛船をより効率的に運用することを可能としたと主張している⁵⁰⁾。契約者国家論では主に、効率的な戦略資源の調達に契約請負人が寄与した側面が注目される一方で、このような研究は政府の軍事組織がその戦略を実行する際にも、民間アクターが大きな助力となっていた可能性を示唆している。

このように、近年登場した契約者国家論は日本の研究動向と大きな親和性を持つ。両者を架橋することで契約者国家論は更なる議論の発展や見直しを図ることができ、日本の研究には理論的枠組みを提供し体系的な議論を可能とするだろう。

おわりに

本稿では、過去 15 年ほどで発展した、日本語の研究では十分に取り入れられていない契約者国家の研究動向を、その起源である財政軍事国家の議論から、契約者国家の既存論点、そして残された課題と今後の展望も含めて紹介した。契約者国家論を巡る研究は、近世ヨーロッパ諸国の戦略資源調達の実態に迫るものだが、民間のアクターの素性と「国家と社会」をつなぐ利害関係については更なる研究が待たれている。様々な課題を残す契約者国家論ではあるが、これらの研究を日本語での財政軍事国家を巡る研究と突き合わせることで、未だ不明瞭な点の多い民間アクターの理解を深めることができると考える。例えば契約者国家の枠組みが長い 18 世紀イギリスの成功を支えたことを主張するためには、イギリスの例に限定せずより広域の近世国家と民間部門の契約関係との比較も不可欠である。第 3 節で示したように、これらの多岐に渡る近世の契約関係については日本語の研究も独自に発展しており、本稿で紹介した研究は全体の一部である。これらを契約者国家の理論的枠組みに位置づけ国家間や契約の種類ごとの特徴の比較などの視点から体系的に分析することで、契約者国家論に残された疑問をひも解くことができるだろう。これにより政府組織と民間業者の協力の姿勢と相互利益のもとで契約者国家の枠組みが築かれた可能性を検証し、長い 18 世紀のイギリス契約者国家の形成と発展の要因を明らかにすることができると考える。

また既存の契約者国家論は「長い 18 世紀イギリスの軍事的成功」を説明するという、時代・地域に特殊な理論であるが、「国家と社会」の關係に着目することで、政治社会学に広く応用できる中範囲の理論へ拡張することも可能であると考ええる。IT 技術の革新による社会構造の変化やデジタル ID の台頭に伴う国家の統制の在り方の変革など、国家と社会の關係は今後も社会科学の大きな主題であり続けるだろう。契約者国家論が持つ分析視角は、当時のイギリスの成功を説明するだけでなく、広く国家の目標・政策を達成するために効果的な政府と社会の結合形態を示しうる発展性がある。歴史学と社会科学を架橋し国家と社会の關係に関する理解をさらに進展させるものとしても、契約者国家の議論は高い学術的価値を持つと考える。

ら」川分圭子、玉木俊明編著『商業と異文化の接触：中世後期から近代におけるヨーロッパ国際商業の生成と展開』吉田書店、2017 年、245-268 ページ。

50) 同上書、257-259, 261 ページ。

謝辞

本研究は、日本科学協会笹川科学助成の支援を受けたものである。

参考文献

一次資料

ADM 106/285/160, [Phineas Pett to the Navy Board, 2 September 1673].

ADM 106/451/7, [Henry Johnson Jnr to the Navy Board, 12 January 1694].

ADM 106/480/50, [Joseph Lawrence to the Navy Board, 11 March 1695].

二次文献

Brandon, Pepijn, and Richard Blakemore, "The Dutch and English fiscal-naval states: a comparative overview," G. Rommelse and D. Ormrod (eds), *War, Trade and the State: Anglo-Dutch Conflict, 1652–89*, Woodbridge, Boydell & Brewer, 2020, pp. 117–136.

Brewer, John, *The Sinews of Power: War, Money and the English State 1688–1783*, Cambridge, MA, Harvard University Press, 1989.

Brooke, John L., Julia C. Strauss, Greg Anderson (eds), *State Formations: Global histories and cultures of statehood*, Cambridge, Cambridge University Press, 2018.

"Browse The National Archives' catalogue," (<https://discovery.nationalarchives.gov.uk/browse/r/h/C1815> 2025 年 1 月 16 日閲覧)。

Burke, Farnham, and Barron, Oswald, "The Builders of the Navy: A Genealogy of the Family of Pett," in Oswald Barron F. S.A (ed.), *The Ancestor: A quarterly review of county and family history, heraldry and antiquities*, London, Archibald Constable & Co., 1904, pp. 147–17.

Contractor State Group "Red Imperial—Contractor State Group," (<https://www.unav.edu/web/contractor-state-group> 2024 年 4 月 18 日閲覧)。

Conway, S and R. Torres (eds), *The Spending of the States. Military expenditure during the long Eighteenth Century: patterns, organisation and consequences, 1650–1815*, Saarbrücken, VDM Verlag, 2011.

Dickson, P. G. M., *The Financial Revolution in England: A study in the development of public credit, 1688–1756*, London, Macmillan, 1967.

Fynn-Paul, Jeff (ed.), *War, Entrepreneurs, and the State in Europe and the Mediterranean, 1300–1800*, Leiden, Brill, 2014.

Harding, Richard, and Sergio Solnes Ferri (eds), *The Contractor State and Its Implications, 1659–1815*, Spain, Universidad de Las Palmas de Gran Canaria, 2012.

Hobsbawm, E. J., "The Crisis of the 17th Century—II," *Past & Present*, 6, November 1954, pp. 44–65.

Knight, Roger and Martin Wilcox, *Sustaining the Fleet, 1793–1815: War, the British Navy and the Contractor State*, Woodbridge, Boydell Press, 2010.

Knight, Roger, "Devil Bolts and Deception? Wartime Naval Shipbuilding in Private Shipyards 1739–1815," *Journal of Maritime Research*, 5:1, pp. 34–51.

Konigsberger, H. G., "Composite States, Representative Institutions and the American Revolution," *Historical Research*, 62:148, 1989, pp. 135–153.

Page, A., "The Seventy Years War, 1744–1815, and Britain's Fiscal-Naval State," *War & Society*, 34:3, 2015, pp. 162–186.

Parrott, David, "Review of The Contractor State and its Implications, 1659–1815 by Richard Harding and Sergio Solbes Ferri," *Journal of Economic History*, 75:1, pp. 279–281.

Parrott, David, *The Business of War: Military enterprise and military revolution in early modern Europe*, Cambridge, Cambridge University Press, 2012.

- Paul, Helen Julia, "Suppliers to the Royal African Company and the Royal Navy in the Early Eighteenth Century," Fynn-Paul (ed.), op. cit., pp. 131-150.
- Pool, Bernard, *Navy Board Contracts, 1660-1832: Contract Administration under the Navy Board*, London, William Clowes and Sons, 1966.
- Roberts, Michael, "The Military Revolution, 1560-1660," in Clifford J. Rogers (ed.), *The Military Revolution Debate: Readings on the military transformation of early modern Europe*, New York, Routledge, 1995, pp. 13-36.
- Rodger, N. A. M., "From the 'military revolution' to the 'fiscal-naval state'," *Journal of Maritime Research*, 13:2, 2011, pp. 119-128.
- Rogers, Clifford J. (ed.), *The Military Revolution Debate: Readings on the military transformation of early modern Europe*, Boulder, Westview Press, 1995.
- Sánchez, Rafael Torres (ed.), *Military Entrepreneurs and the Spanish Contractor State in the Eighteenth Century*, Oxford, OUP Oxford, 2016.
- Tilly, Charles, "War Making and State Making as Organized Crime," University of Michigan, Working Paper No. 256, February 1982, pp. 1-29.
- 青木康, 「国家史の射程—ジョン・ブルーワー『権力の臆 戦争, 金, そしてイギリス国家一六八八〜一七八三年』を読む」『創文』, 328, 1991 年, 10-13 ページ。
- 板倉孝信『ポスト財政=軍事国家としての近代英国』晃洋書房, 2020 年。
- 岩井淳, 竹澤祐丈編著『ヨーロッパ複合国家論の可能性: 歴史学と思想史の対話』ミネルヴァ書房, 2021 年。
- ヴェーバー, マックス, 脇圭平訳『職業としての政治』岩波文庫, 2020 年。
- 金澤周作監修『論点・西洋史学』ミネルヴァ書房, 2020 年。
- 後藤はる美「ブリテン諸島における革命」木畑洋一, 安村直己編『主権国家と革命 15~18 世紀』(岩波講座世界史 15) 岩波書店, 2023 年, 191-212 ページ。
- 坂本優一郎「財政軍事国家とスコットランド—19 世紀前半の周辺地域政策と国家の変容」『人文学報』87, 2002 年, 145-192 ページ。
- ジョーンズ, E・L, 安元稔, 脇村孝平訳『ヨーロッパの奇跡: 環境・経済・地政の比較史』名古屋大学出版会, 2000。
- 玉木俊明「ヨーロッパ近代国家形成をめぐる一試論—「軍事革命」・「軍事財政国家」・「プロテスタント=インターナショナル」」『歴史の理論と教育』95, 1997 年, 1-10 ページ。
- 日尾野裕一「18 世紀イギリス海軍とニューイングランド産大型マスト」『多元分化』7, 2018 年, 89-105 ページ。
- ブラディック, M・J, 酒井重喜訳『イギリスにおける租税国家の成立』ミネルヴァ書房, 2000。
- ブリュア, ジョン, 大久保桂子訳, 『財政=軍事国家の衝撃—戦争・カネ・イギリス国家 1688- 1783』名古屋大学出版会, 2003 年。
- 古谷大輔「財政軍事国家スウェーデンの複合政体と多国籍性—コイエット家の事績を中心に」秋田茂, 桃木至朗編『グローバルヒストリーと戦争』(阪大リーブル 56) 大阪大学出版会, 2016 年, 217-246 ページ。
- 古谷大輔・近藤和彦編『礫岩のようなヨーロッパ』山川出版社, 2016 年。
- 雪村加世子「近世ブリテン諸島における海戦と海上貿易網の防衛——一七世紀末アイリッシュ海北部の事例から」川分圭子, 玉木俊明編著『商業と異文化の接触: 中世後期から近代におけるヨーロッパ国際商業の生成と展開』吉田書店, 2017 年, 245-268 ページ。